

## 第6章 国保連合会による適正化事業の支援について

### 背景

平成15年度より、国、都道府県、保険者等において介護給付適正化の事業が推進されることになった。これに対応して都道府県国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県国保連合会」という）の審査支払等システムの機能の追加・拡充を行い、介護給付等の審査支払業務を通して保有する給付実績から、保険者等が主に介護費用面における適正化対策に活用するための情報提供を行うこととなった。

介護給付適正化対策情報には、「給付実績を活用した情報提供」、「縦覧点検情報」、「医療情報との突合情報」、「介護給付費通知」がある。

### 第1項 縦覧点検

#### 1 概要

都道府県国保連合会が行う、居宅サービス介護給付費明細書、介護予防サービス介護給付費明細書、地域密着型サービス介護給付費明細書、地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書、施設サービス等介護給付費明細書、居宅介護支援介護給付費明細書及び介護予防支援介護給付費明細書にかかる審査は、請求事業所ごとの明細書を単位として実施している。

しかしながら、各受給者にかかる介護報酬算定の妥当性は、同一事業所の複数月の明細書の内容、提供されたサービス種類の関係及び異なる事業所の明細書の内容を確認しなければならない場合がある。

そこで、都道府県国保連合会は保険者に対し、複数月の明細書における算定期数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認するための縦覧点検結果情報を提供する。保険者は、縦覧点検の結果情報をもとに、給付状況等を確認したうえで、都道府県国保連合会に対し該当明細書について過誤申し立てを行うこと等により、給付の適正化に結びつけることができる。

#### 2 現在の取組み

平成16年10月から大阪府国保連合会において、保険者との委託契約により、大阪府国保連合会介護給付費審査委員会審査部会での審査を経て縦覧点検の3帳票（算定期間回数制限縦覧チェック・重複請求縦覧チェック・居宅介護支援請求におけるサービス実施状況【平成19年8月開始】）を過誤処理まで行っている。

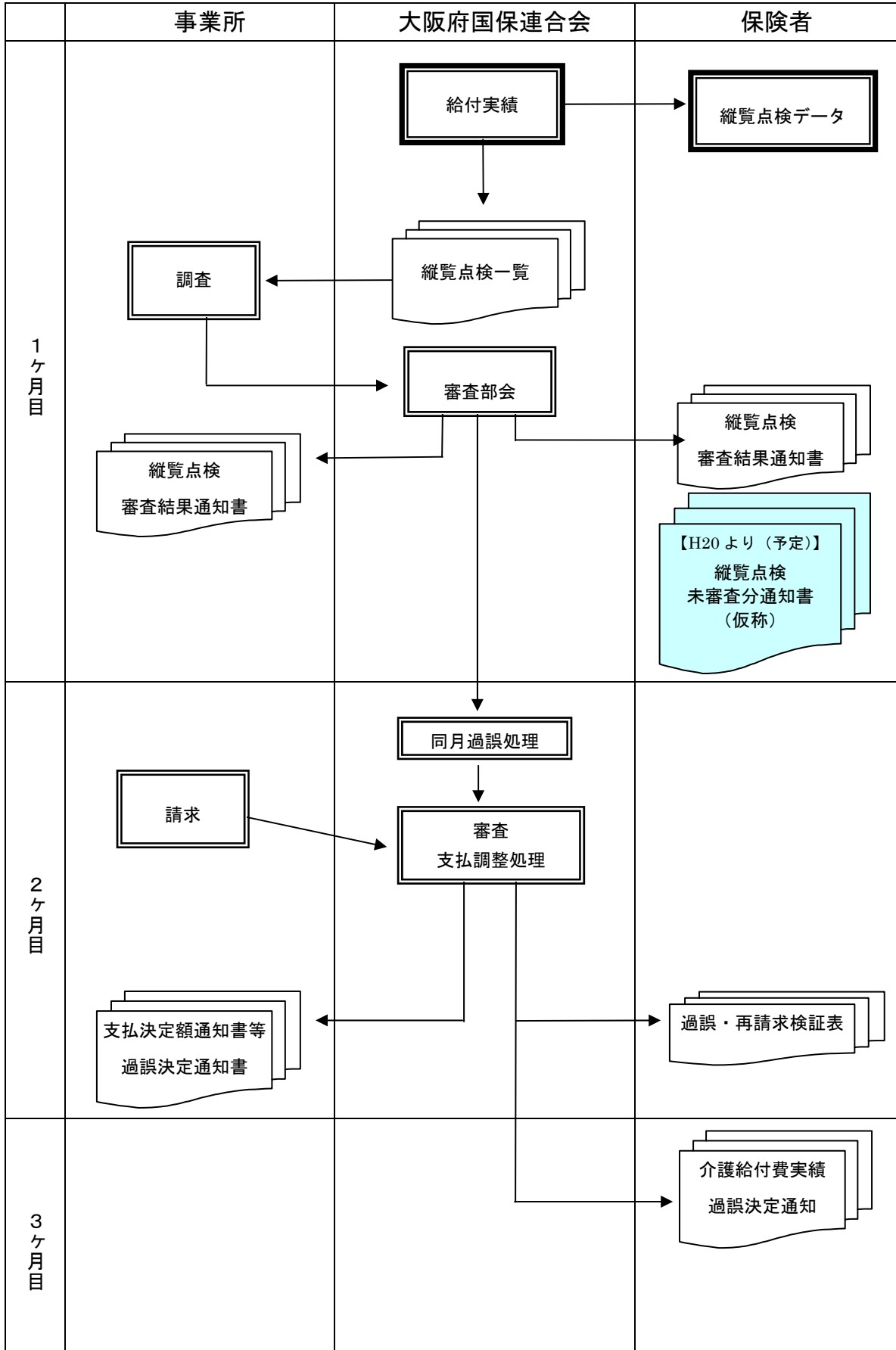
### 3 今後の取組み

平成 20 年度には、上記 3 帳票の中でも大阪府国保連合会において審査できない（判断できない）一部の未処理分については、保険者に点検（調査）を委ねているが、現行の縦覧点検審査結果通知書だけでは、処理分か未処理分かを判断しがたいため、「縦覧点検未審査分通知書（仮称）」を作成し、審査の充実と保険者負担の軽減を図る予定である。

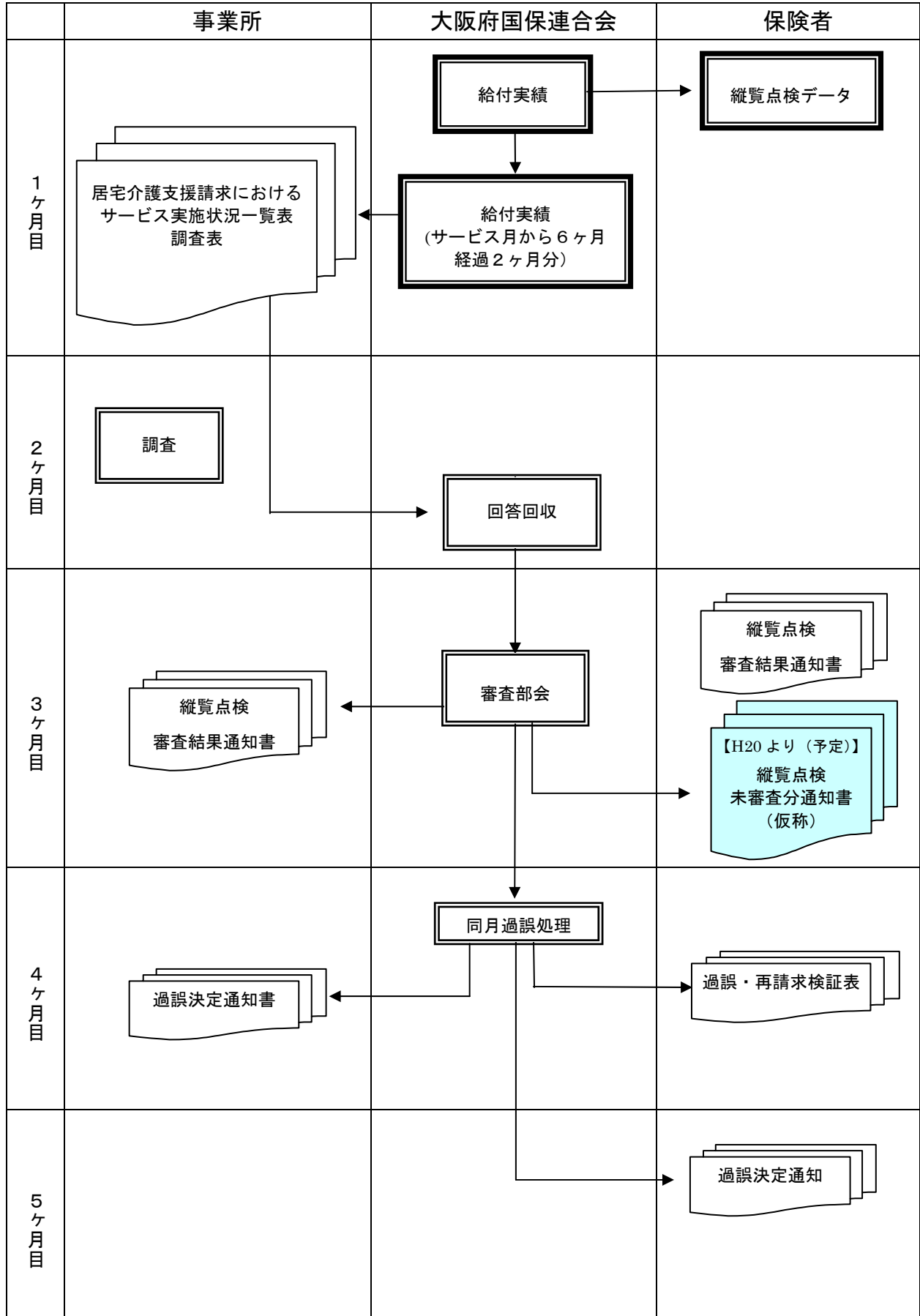
#### (1) 【縦覧点検項目一覧】

算定期間回数制限縦覧チェック一覧表	<b>国保連合会処理</b>
重複請求縦覧チェック一覧表	
居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表	
通所介護・通所リハにおける体制等状況縦覧チェック一覧表(平成 18 年 3 月サービス分まで)	<b>保険者処理</b>
要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表	
入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表	
居宅介護支援再請求等状況一覧表	
月途中要介護状態変更受給者一覧表	
施設入所にかかる経過措置対象受給者一覧表	
軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表	

(2) 【縦覧審査処理の流れ】(算定期間回数制限縦覧チェック・重複請求縦覧チェック一覧表)



(3) 【縦覧審査処理の流れ】(居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表)



## 第2項 医療情報との突合

### 1 概要

都道府県国保連合会における医療給付（診療報酬）及び介護給付（介護報酬）の審査は、各制度に対応して別々に行われているところである。

厚生労働省は、要介護被保険者である患者に対する医療給付については「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号）により定めている。

都道府県国保連合会は、介護保険者等に対して、平成15年度より実施されている介護給付適正化対策事業の支援のための情報提供のひとつとして、医療及び介護の審査支払業務により保有する給付実績等を使用して、医療給付情報（老人保健分）と介護給付情報の突合情報を提供している。

保険者は、都道府県国保連合会から提供される医療給付情報と介護給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある給付内容について都道府県国保連合会に対し該当明細書についての過誤申立等を行うことにより、適正な給付を確保することができる。

### 2 今後の取組み

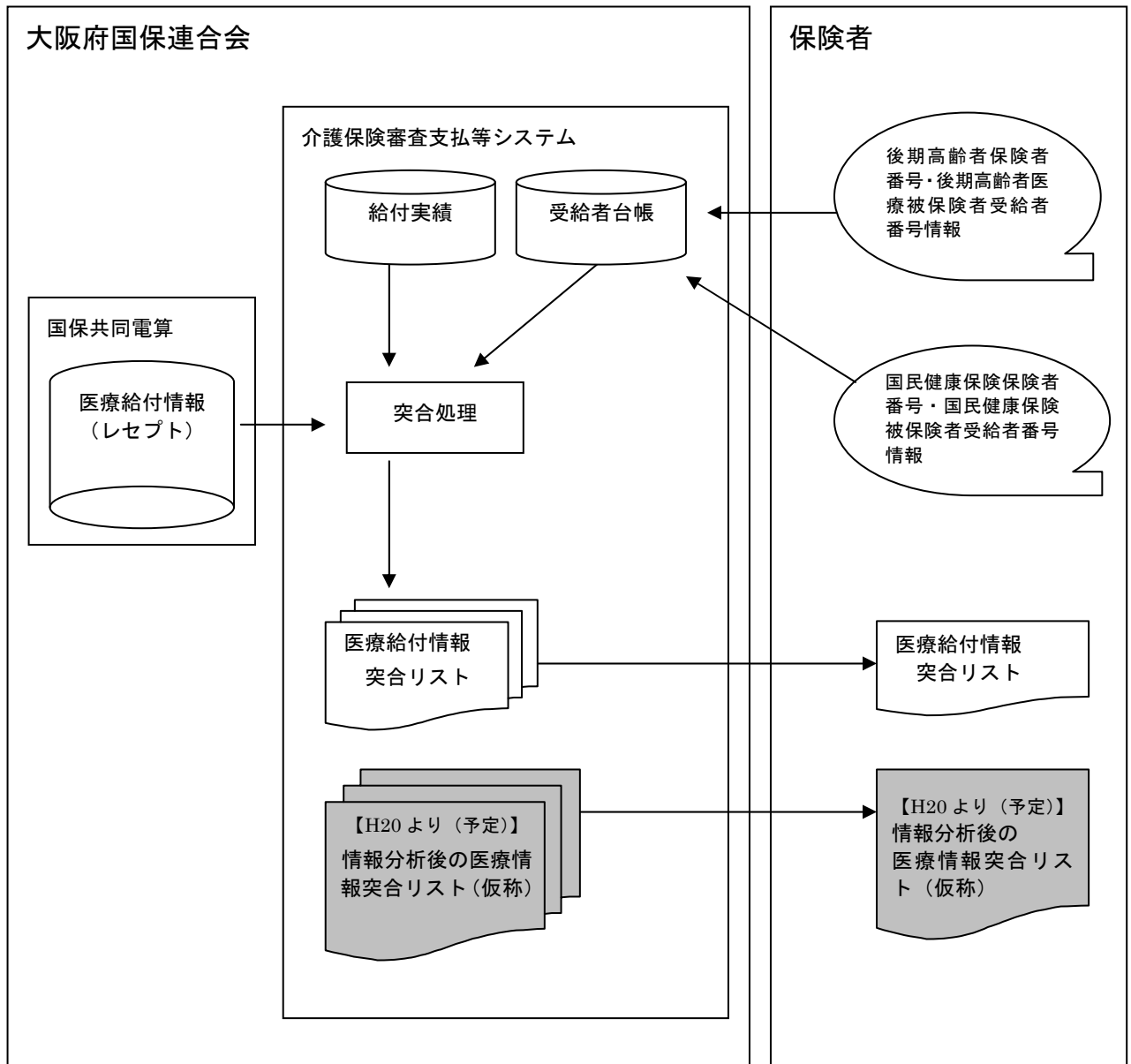
平成20年度より後期高齢者医療制度が施行され、老人保健受給者番号から後期高齢者医療被保険者番号への変更後も継続して実施するとともに、国民健康保険被保険者も対象者として介護給付情報の突合情報を提供する。【平成20年度第一四半期機能提供予定】

大阪府国保連合会においては、保険者の突合業務の効率的な推進を図るため、保険者との委託契約により、さらに情報分析を行い不適正、不正の可能性が高い突合リストを作成し、保険者に提供する予定である。

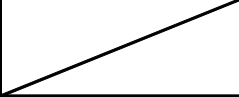
#### (1) 実施に必要な保険者情報

後期高齢者医療保険	保険者番号(後期)
	被保険者番号(後期)
国民健康保険	保険者番号(国保)
	被保険者証番号(国保)
	個人番号(国保)

(2) 医療情報との突合の流れ



(3) 突合する情報内容

介護保険における給付内容等		医療保険における給付内容				
		現行(老人保健)		平成20年4月以降		
				国保(40~74歳)における給付内容等	後期高齢者医療(75歳以上)における給付内容	
給付実績との突合	居宅サービス受給者(予防・地域密着型サービスも含む)	入院中の者	入院中の者	入院中の者		
	認知症対応型共同生活介護の受給者(予防サービスも含む)					
	特定施設入居者生活介護の受給者(予防・地域密着型サービスも含む)					
	介護保険施設の入院(入所)者(地域密着型サービスも含む)					
	居宅療養管理指導費(Ⅰ)、介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ)算定者	在宅時医学総合管理料算定	在宅時医学総合管理料算定	-		
受給者台帳との突合	要介護(要支援)認定者等	内科	在宅訪問リハビリテーション指導管理料	在宅訪問リハビリテーション指導管理料	-	
			在宅患者訪問薬剤管理指導料	在宅患者訪問薬剤管理指導料	-	
			在宅患者訪問栄養食事指導料	在宅患者訪問栄養食事指導料	-	
		歯科	老人訪問口腔指導管理料		-	
			訪問歯科衛生指導料	訪問歯科衛生指導料	-	
			在宅患者訪問薬剤管理指導料	在宅患者訪問薬剤管理指導料	-	
		調剤	在宅患者訪問薬剤管理指導料	在宅患者訪問薬剤管理指導料	調剤	-
		訪問看護療養費	基本療養費Ⅰ	基本療養費Ⅰ	訪問看護療養費	-
			管理療養費	管理療養費		-

※後期高齢者医療の突合情報は未定